



宿泊料金の助成を利用して、新潟県湯沢町へ！

災害援助協定を締結している新潟県湯沢町との交流を深めることを目的に、7月1日から湯沢町内の指定宿泊施設に宿泊した方に対して、宿泊費の一部を助成しています。

スキーシーズンとなるこれからの季節、ぜひご利用ください。

■対象／指定宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した方で、町内に居住し、住民登録している方

※本人及び同一世帯に属する者が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している方は、対象から除外されます。

■助成額／大人(中学生以上) 2,000円
子ども(小学生以下) 1,000円
※1人1年度1泊まで

■申請方法

申請書に必要事項を記入し、指定宿泊施設で宿泊の証明印を受け、宿泊終了日の翌日から2か月以内に、教育文化振興課へ提出してください。

■申請書の様式及び指定宿泊施設の一覧表

教育文化振興課窓口及び町内公共施設に設置しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。



総務課のお知らせ



松伏町統計調査員を募集します

町では、国や県が実施する様々な統計調査の調査員として活動していただける方を募集します。お申込みいただいた方は、町の統計調査員希望者として登録され、統計調査が実施されるごとに統計調査員として活動していただくことになります。

統計は、明るい未来を創造する貴重な資料となります。皆さん、ぜひお申込みください。

■統計調査／統計法に基づく調査が、1年に2～3種類あり、調査結果は、国や地方の行政施策を企画・立案する上での、重要な資料として利用されています。

■応募資格／次の①から④の要件にすべて該当する方

①年齢20歳以上75歳未満の方②統計調査員として、その任務が完全に遂行できる方③求めに応じて積極的に各種統計調査に従事でき、かつ、健康である方④選挙関係者及び税務、警察に直接関係のない方

■調査員の身分／調査期間中は、非常勤の公務員となり、調査の種類、受け持ち件数に応じて、報酬が支払われます。

■主な仕事／①調査員説明会への出席

②調査対象となる世帯・事業所を訪問して、調査内容を説明し、調査票の配布・回収

③回収した調査票の点検・整理

④指定された期日に調査票を町に提出

■申込み／平成27年3月27日(金)までに直接総務課窓口へ。

